

議案第十五号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年杉並区条例第三十七号）の一部
を次のように改正する。

第二十条の次に一条を加える改正規定のうち、第二十条の二第一項に係る部分を次のよ
うに改める。

所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（第三号から第十一号までに掲
げるものに関しては、規則で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計
額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分
の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円
を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（当該納税義務者が前
年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場
合にあつては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この
項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の

額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百三十二条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）第七条の十七各号の規定により定めるもの

三 所得税法第七十八条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

四 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条第一号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

五 所得税法施行令第二百十七条第一号の二に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

六 所得税法施行令第二百十七条第二号に規定する法人（第二号に掲げるものを除く。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- 七 所得税法施行令第二百十七号第三号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百十七号第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 八 所得税法施行令第二百十七号第四号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 九 所得税法施行令第二百十七号第五号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 十 所得税法施行令第二百十七号第六号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- 十一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

附則第二条の二の次に一条を加える改正規定中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

附則第一条第二号中「次条第二十項及び第二十一項」を「次条第二十一項及び第二十二項」に改め、同条第三号中「次条第六項から第十四項まで」を「次条第七項から第十五項

まで」に改め、同条第四号中「次条第十五項から第十九項まで」を「次条第十六項から第二十項まで」に改める。

附則第二条中第二十一項を第二十二項とし、第二十項を第二十一項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「附則第二条第十六項」を「附則第二条第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十六項を第十七項とし、第十二項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「附則第二条第七項」を「附則第二条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の区民税についての新条例第二十条の二の規定の適用については、同条第一項第十一号中「第四十一条の十八の三」に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業」とあるのは、「第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有す

るものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の二十
第一項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平
成二十年法律第三十六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされ
同法第二条の規定による改正前の地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第三
項第三号に規定する事業」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

寄附金税額控除の対象を拡大する等の必要がある。

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

第二十条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除)

第二十条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金(第三号から第十一号までに掲げるもの)については、規則で定めるものに限る。)を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の六

旧 条 例

第二十条の次に次の一条を加える。

(寄附金税額控除)

第二十条の二 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の六に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」とい

に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において

う。）をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を都内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（都内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五

- 収納されたものに限る。)で、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。)第七条の十七各号の規定により定めるもの
- 三 所得税法第七十八条第二項第二号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- 四 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百十七条第一号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- 五 所得税法施行令第二百十七条第一号の二に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- 六 所得税法施行令第二百十七条第二号に規定する法人(第二号に掲げるものを除く。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

号。以下「令」という。)第七条の十七各号の規定により定めるもの

る。)

七 所得税法施行令第二百十七号第三条に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第二百十七号第一項第二号及び第三号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関する業務に関連するものに限る。）

八 所得税法施行令第二百十七号第四条に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

九 所得税法施行令第二百十七号第五条に規定する社会福祉法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

十 所得税法施行令第二百十七条第六号に
規定する更生保護法人に対する寄附金
（当該法人の主たる目的である業務に関
連するものに限る。）

十一 租税特別措置法（昭和三十二年法律
第二十六号）第四十一条の十八の三に規
定する認定特定非営利活動法人が行う特
定非営利活動促進法（平成十年法律第七
号）第二条第一項に規定する特定非営利
活動に係る事業に関連する寄附金（その
寄附をした者に特別の利益が及ぶと認め
られるものを除く。）

2
略

附則第二条の二の次に次の一条を加える。
（公益法人等に係る区民税の課税の特例）

第二条の二の二 当分の間、租税特別措置法

第四十条

第三項後段（同条第六項から第九項までの
規定によりみなして適用する場合を含む

2
略

附則第二条の二の次に次の一条を加える。
（公益法人等に係る区民税の課税の特例）

第二条の二の二 当分の間、租税特別措置法

（昭和三十二年法律第二十六号）第四十条

第三項後段（同条第六項から第九項までの
規定によりみなして適用する場合を含む

む。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第三条の二の三で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第四十条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

附 則

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十四条の四の改正規定（第三項

む。）の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法人等（同条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第三項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第三条の二の三で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第四十条第六項から第九項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る区民税の所得割を課する。

附 則

第一条 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十四条の四の改正規定（第三項

の改正規定に限る。）並びに次条第二十一項及び第二十二項の規定 平成二十一年一月一日

三 附則第四条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第七条の改正規定、附則第十三条の五の改正規定、同条を附則第十三条の六とする改正規定及び附則第十三条の四の次に一條を加える改正規定並びに次条第七項から第十五項までの規定 平成二十二年一月一日

四 附則第十三条第一項の改正規定及び附則第十三条の三の改正規定並びに次条第十六項から第二十項までの規定 平成二

の改正規定に限る。）並びに次条第二十一項及び第二十一項の規定 平成二十一年一月一日

三 附則第四条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第七条の改正規定、附則第十三条の五の改正規定、同条を附則第十三条の六とする改正規定及び附則第十三条の四の次に一條を加える改正規定並びに次条第六項から第十四項までの規定 平成二十二年一月一日

四 附則第十三条第一項の改正規定及び附則第十三条の三の改正規定並びに次条第十五項から第十九項までの規定 平成二

十二年四月一日

第二条 略

2 及び 3 略

4 | 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の区民税についての新条例第二十条の二の規定の適用については、同条第一項第十一号中「第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業」とあるのは、「第四十一条の十八の三に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四

十二年四月一日

第二条 略

2 及び 3 略

十一條の十八の二第一項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第三項第三号に規定する事業」とする。

5| 略

6| 略

7| 略

8| 略

9|

前項の規定の適用がある場合における新条例附則第七条第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第七条第一項」とあるのは、「附則第七条第一項（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年杉並区条例第三十七号）附則第二条第八項の規定により適用される場合を含ま

4| 略

5| 略

6| 略

7| 略

8|

前項の規定の適用がある場合における新条例附則第七条第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第七条第一項」とあるのは、「附則第七条第一項（杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十年杉並区条例第三十七号）附則第二条第七項の規定により適用される場合を含ま

む。以下同じ。）」とする。

10| 新条例附則第十三条の六第一項又は第四項の規定の適用がある場合における第八項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第十三条の六第三項又は第五項の規定により読み替えられた新条例附則第七条第一項前段の規定により」とする。

11| 新条例附則第十三条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に区民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第十四項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

12| 区民税の所得割の納税義務者が新条例第十六条第四項の規定により平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（第十四項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座

む。以下同じ。）」とする。

9| 新条例附則第十三条の六第一項又は第四項の規定の適用がある場合における第七項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第十三条の六第三項又は第五項の規定により読み替えられた新条例附則第七条第一項前段の規定により」とする。

10| 新条例附則第十三条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に区民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第十三項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。

11| 区民税の所得割の納税義務者が新条例第十六条第四項の規定により平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（第十三項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座

内配当等に係る所得についての記載をした同条第四項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第十三条の五第二項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第十四項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

- 一 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する

内配当等に係る所得についての記載をした同条第四項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第十三条の五第二項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第十三項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。

- 一 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が一万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する

15| 14| 13|

略 略 略

政令（平成二十年政令第百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第七条第十項で定めるもの（以下この項及び第十四項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当に係る所得

二 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十四項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当に係る所得

14| 13| 12|

略 略 略

政令（平成二十年政令第百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第七条第十項で定めるもの（以下この項及び第十三項において「少額配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得

二 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第十三項において「少額配当等以外の配当等」という。） 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当に係る所得

16| 略

17| 略

18| 前項の規定の適用がある場合における新
 条例附則第十三条第二項の規定の適用につ
 いては、同項第一号中「譲渡所得等の金
 額」とあるのは、「譲渡所得等の金額（当
 該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち
 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例
 （平成二十年杉並区条例第三十七号）附則
 第二条第十七項に規定する上場株式等に係
 る譲渡所得等の金額がある場合には、当該
 株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上
 場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除し
 た残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得
 等の金額）」とする。

19| 新条例附則第十三条の六第四項の規定の
 適用がある場合における第十七項の規定の
 適用については、同項中「計算した金額
 （）」とあるのは、「計算した金額（新条例

15| 略

16| 略

17| 前項の規定の適用がある場合における新
 条例附則第十三条第二項の規定の適用につ
 いては、同項第一号中「譲渡所得等の金
 額」とあるのは、「譲渡所得等の金額（当
 該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち
 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例
 （平成二十年杉並区条例第三十七号）附則
 第二条第十六項に規定する上場株式等に係
 る譲渡所得等の金額がある場合には、当該
 株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上
 場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除し
 た残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得
 等の金額）」とする。

18| 新条例附則第十三条の六第四項の規定の
 適用がある場合における第十六項の規定の
 適用については、同項中「計算した金額
 （）」とあるのは、「計算した金額（新条例

附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

20| 新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合における第十七項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

21| 略
22| 略

附則第十三条の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

19| 新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合における第十六項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十四条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

20| 略
21| 略